

高齢者の健康を支える医療制度

自己負担の割合を見直し保険証を更新



8月1日(土)から、後期高齢者医療被保険者証や国保の高齢受給者証が新しくなります。また、自己負担割合も変更。その概要をお知らせします。

問い合わせは
長寿医療制度については 国民健康保険課 ☎8998-6253
国保の高齢受給者については 同課 ☎8998-6249

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の加入者に新しい保険証

8月1日(土)から、長寿医療制度の加入者(75歳以上の人か65歳〜74歳の人で一定の障害があり認定を受けた人)が医療機関などの窓口で提示する「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい保険証は、緑色の封筒に入れて7月下旬に郵送します。保険証が届いたら、住所や氏名などの確認を。この保険証

国保の高齢受給者に新しい受給者証

国保の高齢受給者(70歳〜74歳の国民健康保険加入者。ただし、長寿医療制度加入者を除く)が持っている高齢受給者証の有効期限は7月31日(金)まで。7月下旬に該当者へ新しい受給者証を郵送します。なお、高齢受給者で1割負担の人は健康保険法などの改

自己負担の割合を見直し所得に応じて1割か3割

後期高齢者医療被保険者証や国保の高齢受給者証に記載されている自己負担割合について、新たに、本年度の市民税課税所得額(市県民税課税標準額)や昨年分の収入に基

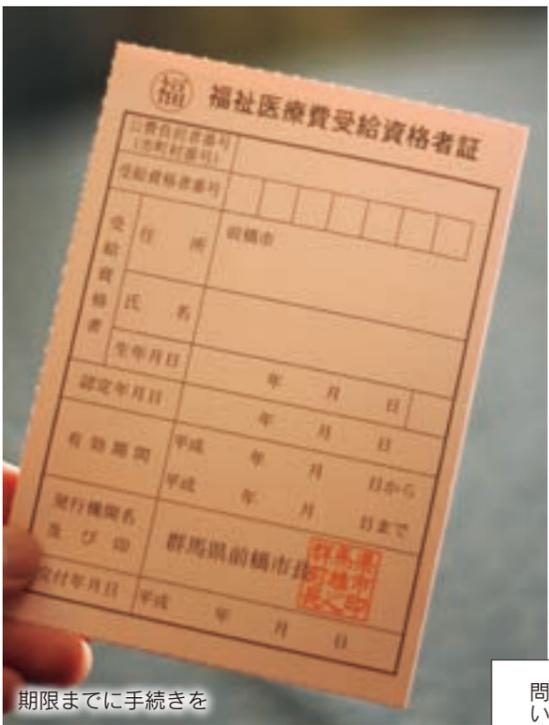
自己負担割合の所得判定基準など

区分	基準	負担割合
現役並み所得者*	市民税課税所得が145万円以上の長寿医療制度加入者および同一世帯の長寿医療制度加入者。(長寿医療制度加入者の年収合計が、2人以上で520万円以上、1人で383万円以上の場合)	3割
一般*	●同一世帯の長寿医療制度加入者のいずれもが市民税課税所得145万円未満の場合。 ●市民税課税所得が145万円以上でも、長寿医療制度加入者の年収合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、「基準収入額適用申請書」を提出し、認定されれば一般の区分(負担割合1割)。	1割(国保の高齢受給者は平成22年4月1日からは2割)
長寿医療制度の創設による激変緩和措置	長寿医療制度に移行することによって長寿医療制度加入者が1人だけの世帯となり、現役並み所得者となった場合、市民税課税所得145万円以上かつ収入が383万円以上の長寿医療制度加入者(世帯内にほかの長寿医療制度加入者がいない場合に限る)で、世帯内の70歳〜74歳の人も含めた年収の合計が520万円未満の人は、基準収入額適用申請により、一般の区分と同様となり1割負担となります。	

*国保の高齢受給者の場合は、「長寿医療制度加入者」を「国保の高齢受給者」と読み替える。

母子・父子福祉医療受給者は

更新手続きを忘れずに



期限までに手続きを

問い合わせは
国民健康保険課 ☎8998-6253

福祉医療の対象者は申請を

次のいずれかに該当する人は福祉医療が適用されます。市役所国民健康保険課か各支所で手続きをしてください。
〈重度心身障害者〉国民年金法施行令別表1級の障害者、身体障害者手帳1級・2級の障害者など。
〈母子・父子家庭など〉母子や

母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」は、7月31日(金)が有効期限。まだ更新手続きが済んでいない人は、7月中に必ず手続きをしてください。手続きの結果、引き続き受給資格のある人には新しい受給資格者証を郵送します。有効期間は8月1日(土)から来年7月31日(土)まで。

1日(土)以降に市役所国民健康保険課か各支所・出張所へ返却する。
②医療機関で受診するときは、医療保険証と共に受給資格者証も必ず窓口へ提示する。
③住所、氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、14日以内に届け出をする。

④ほかの市町村へ転出するときは、市役所国民健康保険課か各支所へ受給資格者証を返

す。

④ほかの市町村へ転出するときは、市役所国民健康保険課か各支所へ受給資格者証を返す。

④古い受給資格者証は、8月



「元本保証」のはずが…

〈事例〉わたしは70歳の女性です。1年前、「投資をしませんか。元本は保証し、年9%の利息を約束します」と来訪した男性に勧められ、200万円を預けました。2カ月前から利息は支払われなくなり、最近「会社は破たん状態。立て直しには1年かかる」との通知が届きました。



投資は取引の仕組みを理解して

〈回答〉投資の知識に乏しい高齢者が「元本保証」などの言葉を信じ、高額な契約をしたという相談が多く寄せられています。投資ファンドなどの販売勧誘を行う場合、金融商品取引業者として登録をしなければなりません。無登録業者が「絶対にもうかる」などと勧誘をすることは法律違反です。当初は支払われていた利息もやがて滞り、元金が返金されないケースもあります。金融商品には必ずリスクがあります。リスクについての説明を受けましょう。また、取引の仕組みを理解できない場合は、契約しないようにしましょう。

問い合わせは
消費生活センター ☎2300-1755